

↳ 渡切り交際費による節税

Q : 当社は、役員が毎月、交際費をかなり使いますので、損金不算入額がばかになりません。何かよい方法はないですか。

A : 渡切り交際費を支給すれば、交際費にならず、役員報酬として処理できます。

【解説】

会社が、役員や使用人に対し機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で金銭を支給した金額のうち会社の業務遂行上必要な接待等のために支出したと認められる部分の金額は、交際費とされますが、支給をした金額のうち会社の業務のために使用したことが明らかでない金額や支給したままで精算されない部分の金額は、交際費等にはならず、その支給した者に対する給与として取り扱われます。

このように役員等に対する金銭の支出で営業活動に使われるもののうち、その用途、使用金額について精算されないものを「渡切り交際費」といいますが、毎月定額を支給するものであれば役員報酬、臨時的に支給するのは役員賞与となります。

交際費は全額損金算入することができませんが、役員報酬となる渡切り交際費は全額損金算入することが可能ですから、法人税等の税率と支給する役員等の所得税等の税率とを比較して、所得税等の税率の方が低い場合は、渡切り交際費として毎月一定額を支給し、この中から交際費の支払をすれば、法人・個人トータルで税負担は軽減されることとなります。収入の多くない役員を対象に検討してみるといいでしょう。

